

# 1 療育支援

【療育支援課】

## 1 施設

### (1) 簡易マザーズホーム

運動発達につまずきのある就学前のお子さんとその保護者に対し、機能訓練や遊び、生活指導を行う。

◎船橋市東簡易マザーズホーム（社会福社会館内）

○開設年月日 昭和 59 年 4 月 1 日

○定員 20 人

○現員 30 人（令和 5 年 4 月現在）

○職員数 12 人（園長・保育士 1 人、理学療法士 3 (1) 人、作業療法士 1 人、看護師 2 (1) 人、  
保育士 4 (2) 人、保育職員 1 (1) 人) ※()内は会計年度任用職員の数

○通園 通園バス可

◎船橋市西簡易マザーズホーム（海神児童ホーム内）

○開設年月日 昭和 41 年 2 月 1 日

○定員 20 人

○現員 27 人（令和 5 年 4 月現在）

○職員数 9 人（園長・理学療法士 1 人、理学療法士 2(1)人、作業療法士 1 人、看護師 1 人、  
保育士 3 (1) 人、保育職員 1 (1) 人) ※()内は会計年度任用職員の数

○通園 通園バス可

### (2) 親子教室

就学前の発達につまずきのあるお子さんとその保護者を通室させ、生活指導等を行う。

◎船橋市こども発達相談センター たんぼぼ親子教室（高根台子育て支援センター2階）

○開設 昭和 54 年 4 月 1 日

○定員 24 人

○現員 19 人（令和 5 年 4 月現在）

○職員 8 人（保育士 7 (4) 人、保育職員 1 (1) 人) ※()内は会計年度任用職員の数

◎船橋市こども発達相談センター ひまわり親子教室（西部消防保健センター5階）

○開設 平成 12 年 10 月 1 日

○定員 24 人

○現員 21 人（令和 5 年 4 月現在）

○職員 8 人（保育士 8 (5) 人) ※()内は会計年度任用職員の数

## 2 相談業務

### (1) 船橋市こども発達相談センター（保健福祉センター5階）

落ち着きがない、コミュニケーションがとりづらい、言葉が遅れている、友達と遊べない等の就学前のお子さんの発達に関する心配事の相談に応じる。平成 27 年 10 月 1 日、ことばの相談室を統合し、保健福祉センターへ移転した。

○開設年月日 平成 17 年 4 月 1 日

○職員数 40 人（所長 1 人、心理発達相談員 20 (15) 人、言語相談員 11 (9) 人、理学療法士 1 人、

## こども家庭部

作業療法士 1 人、社会福祉士 1 (1) 人、保育士 3 (1) 人、事務員 2 (1) 人

※()内は会計年度任用職員の数

○嘱託医 4 人

### 3 助成・補助

#### (1) 児童福祉施設入所費用等助成（市の制度）

市内に居住し児童福祉施設に入所又は通所している児童の保護者に対して、費用の一部を助成する。（障害児入所施設・児童発達支援センター）また、同一世帯に第一子が児童福祉施設（保育所等を含む）又は児童発達支援事業所を利用し、第二子目以降の児童が、児童福祉施設又は児童発達支援事業所を利用した場合に、費用の一部又は全部を助成する。

#### (2) 心身障害児入学祝金（市の制度）

特別支援学校の小・中・高等部または小・中・義務教育学校・高等学校・中等教育学校の特別支援学級入学児童の保護者に対し、入学祝金を支給する。

○支給額 8,000 円

#### (3) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成（市の制度）

身体障害者手帳の交付対象にならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器の購入費の一部を助成する。

### 4 障害児通所支援

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所を利用した場合に、障害児通所給付費等を支給する。

○実績（令和 4 年度）

サービス種類	利用延人数	利用延日数
児童発達支援	12,022	86,508
放課後等デイサービス	24,704	178,793

## 2 児童福祉（保育）

### 1 入所児童数（4月1日現在）

【保育入園課、保育運営課】

施設・事業	施設・事業数	定員	入所児童数					
			入所区分	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	合計	
保育所	公立	27	4,532	本市入所児	1,476	725	1,564	3,765
				管外受託児	6	4	12	22
				小計	1,482	729	1,576	3,787
	私立	97	8,849	本市入所児	3,400	1,601	3,074	8,075
				管外受託児	48	36	58	142
				小計	3,448	1,637	3,132	8,217
認定こども園	11	1,756	本市入所児	222	311	706	1,239	
			管外受託児	3	2	18	23	
			小計	225	313	724	1,262	
小規模保育事業	32	576	本市入所児	473	—	—	473	
			管外受託児	6	—	—	6	
			小計	479	—	—	479	
家庭的保育事業	3	13	本市入所児	7	—	—	7	
			管外受託児	1	—	—	1	
			小計	8	—	—	8	
小計	170	15,726	本市入所児	5,578	2,637	5,344	13,559	
			管外受託児	64	42	88	194	
			小計	5,642	2,679	5,432	13,753	
管外市町村への委託児童数	—	—	本市入所児	44	20	50	114	
合計	170	15,726	本市入所児	5,622	2,657	5,394	13,673	
			管外受託児	64	42	88	194	
			合計	5,686	2,699	5,482	13,867	

### 2 保育所一覧（4月1日現在）

【保育運営課】

○公立

施設名	所在地	定員	開設年月日
宮本第一保育園	宮本 6-26-27	126	昭 35. 5. 1
宮本第二保育園	宮本 8-9-10	168	50. 4. 1
若松保育園	若松 2-6-3	168	45. 12. 1
湊町保育園	湊町 1-16-23	271	29. 6. 10
千鳥保育園	南本町 13-1	213	28. 4. 20
中央保育園	本町 4-17-21	209	25. 4. 24

## こども家庭部

本町保育園	本町 6-7-18	140	53. 4. 1
海神第一保育園	海神 2-13-25	244	43. 5. 1
海神第二保育園	本町 1-23-7	73	50. 4. 1
西船保育園	西船 6-1-24	150	49. 4. 1
本中山保育園	本中山 5-6-1	155	53. 4. 1
若葉保育園	藤原 7-41-1	163	41. 4. 1
行田保育園	行田 3-1-2	200	52. 4. 1
夏見第一保育園	夏見 4-10-26	147	27. 6. 10
夏見第二保育園	夏見台 4-1-1	150	54. 4. 1
高根保育園	新高根 4-19-2	165	50. 4. 1
金杉台保育園	金杉台 1-1-6	120	47. 4. 1
二和保育園	二和東 5-50-1	147	45. 10. 1
三山保育園	三山 6-26-26	162	47. 4. 1
二宮保育園	前原西 6-1-12	195	38. 7. 1
習志野台第一保育園	習志野台 2-50-3	248	43. 7. 1
習志野台第二保育園	習志野台 6-7-1	152	48. 4. 1
高根台保育園	高根台 2-2-2	200	40. 4. 1
緑台保育園	緑台 2-4-11	120	50. 4. 1
芝山第一保育園	芝山 3-10-4	183	53. 4. 1
小室保育園	小室町 3305	120	55. 4. 1
浜町保育園	浜町 1-1-1	143	56. 4. 1
27 か所		4,532	

### ○私立

施設名	所在地	定員	開設年月日
めぐみ保育園	薬円台 4-6-1	222	昭 23. 12. 1
中山あけぼの保育園	本中山 3-19-3	170	30. 4. 1
ひばり保育園	松が丘 1-33-4	120	39. 10. 1
杉の子保育園	新高根 3-8-1	120	42. 4. 1
しらゆり保育園	北本町 2-47-7	100	43. 4. 1
あすなろ保育園	二和西 2-6-1	120	47. 4. 1
たかね台ベビーホーム	高根台 1-9-23-201	30	47. 4. 1
まこと保育園	神保町 275-34	150	49. 1. 1
まこと保育園分園	習志野台 2-73-9	29	平 22. 4. 1
三咲小鳩保育園	三咲 3-6-2	300	昭 49. 4. 1
てまり保育園	藤原 5-4-39	130	51. 4. 1
みどり保育園	市場 4-12-3	120	52. 5. 1
三山つくし保育園	三山 9-31-7	143	53. 4. 1
アンデルセン保育園	習志野台 7-8-21	120	54. 4. 1

やまびこ保育園	咲が丘 2-11-5	160	54. 4. 1
弥生保育園	本中山 3-4-18	150	54. 4. 1
かもめ保育園	新高根 6-43-3	90	55. 4. 1
かもめ保育園芝山分園	芝山 3-10-8 2階	29	平 13. 4. 1
前原保育園	前原西 8-23-5	90	昭 55. 4. 1
ベル・ナーサリー	行田 1-49-1	60	平 14. 4. 1
アンデルセン第二保育園	習志野台 5-43-3	70	15. 4. 1
西船みどり保育園	西船 1-21-50	100	15. 9. 1
アリスなかよし保育園	西船 2-29-28	90	16. 4. 1
ロータス保育園	藤原 5-23-2	60	17. 4. 1
海神南保育園	海神町南 1-1627-2	80	19. 4. 1
前原ひまわり保育園	前原西 4-18-19	110	19. 4. 1
夏見台保育園	夏見台 2-16-1	60	19. 4. 1
プレスクール・ベル	海神 4-23-16	100	19. 10. 1
みそら保育園	東中山 2-1-20	90	20. 4. 1
さくら保育園	二子町 474	120	20. 4. 1
印内保育園	印内 2-2-31	60	20. 4. 1
船橋あおぞら保育園	三咲 3-12-55	60	20. 10. 1
船橋あおぞら保育園分園	二和東 6-16-10 エバラビル 2階	15	21. 8. 1
ククルなかよし保育園	夏見 2-11-43	150	22. 4. 1
なないろ保育園	行田 1-39-5	100	22. 4. 1
ローゼンかみやま保育園	上山町 2-288-1	90	23. 4. 1
こでまり保育園	藤原 2-2-22	60	23. 4. 1
はさま保育園	飯山満町 3-1512-1	115	23. 4. 1
美しが丘保育園	坪井東 5-18-30	60	23. 4. 1
船橋ビコレール保育園	宮本 2-6-26	60	23. 4. 1
なの花保育園	飯山満町 1-967-1	90	24. 4. 1
ベル・ナーサリー・アスール	海神 3-30-1	60	24. 4. 1
たちばな保育園	前原西 2-24-10	130	24. 4. 1
南船橋保育園	若松 2-3-15	140	24. 9. 1
高根台グリーンキディ保育園	高根台 2-10-5	78	25. 4. 1
アポロンの丘	習志野台 2-59-22	48	25. 9. 1
リサ保育園	海神町南 1-728	90	26. 4. 1
シーガル保育園	飯山満町 2-1007-1	120	26. 4. 1
敬心ゆめ保育園	東船橋 3-15-8	110	26. 4. 1
ゆいまーる保育園	北本町 1-12-8	140	26. 4. 1
ナーサリー木の実	坪井東 4-7-60	90	27. 4. 1
丸山旭保育園	丸山 5-33-25	80	27. 5. 1
あまねの杜保育園	行田 2-9-10	160	27. 8. 1

## こども家庭部

AIAI NURSERY 宮本	宮本 3-9-4 2階	74	27. 10. 1
東船橋ちとせ保育園	東船橋 1-16-25	100	28. 4. 1
船橋どろんこ保育園	本町 6-8-9	110	28. 4. 1
グローバルキッズ コトニア西船橋園	東中山 1-19-13	90	28. 4. 1
船橋ハーモニー保育園	前原東 5-8-8	105	28. 4. 1
ミアヘルサ保育園ひびき新船橋	海神 3-26-30	100	28. 4. 1
えがおの森保育園・にしふなばし	本郷町 430	92	28. 4. 1
薬園台・学びの保育園	薬園台 5-6-7	71	28. 4. 1
AIAI NURSERY 北習志野	西習志野 3-27-7	56	28. 4. 1
船橋光の子保育園	丸山 1-3-3	50	28. 5. 1
船橋法典すきっぷ保育園	藤原 1-3-10	65	29. 4. 1
AIAI NURSERY 船橋法典	上山町 1-223-4	60	29. 4. 1
AIAI NURSERY 西船橋	西船 5-26-25 2・3階	60	29. 4. 1
にじいろ保育園薬園台	薬園台 1-24-1	77	29. 4. 1
塚田ここわ保育園	北本町 2-41-20	60	29. 4. 1
ブルウミング保育園	宮本 1-8-11	90	29. 4. 1
そらまめ保育園 新船橋	北本町 1-17-22	90	29. 4. 1
まなびの森保育園飯山満	二宮 1-71-30	60	29. 4. 1
グリュック保育園	東船橋 1-26-10	60	29. 4. 1
ゆめのもり保育園	前原西 7-1-19	60	29. 4. 1
船橋どろんこ保育園分園	本町 5-18-25	30	29. 4. 1
太陽の子 塚田保育園	行田町 352-5	75	30. 2. 1
まなびの森保育園東船橋	東船橋 1-18-12	80	30. 4. 1
まなびの森りんごのき保育園	東船橋 1-24-15 1階	30	5. 4. 1
新船橋ここわ保育園	海神 5-29-61	60	30. 4. 1
西船橋すきっぷ保育園	西船 4-12-20	65	30. 4. 1
ラブキッズ	行田 3-2-21	70	30. 4. 1
ゆめわかば保育園	前原東 2-18-41	70	31. 4. 1
たんぼぼ西船橋駅前保育園	印内町 631-1	80	31. 4. 1
たんぼぼ海神町南保育園	海神町南 1-1428-20	60	31. 4. 1
船橋くれよん保育園	坪井東 2-13-27	60	31. 4. 1
Milky Way International Nursery School 新船橋校	夏見 3-20-11	80	31. 4. 1
西船橋雲母保育園	本郷町 456-1 アクロスキューブ 西船橋 2階	60	31. 4. 1
そらまめ保育園 西船橋	海神 6-16-11	75	31. 4. 1
まなびの森保育園船橋競馬場駅前	宮本 9-1-11	140	31. 4. 1
ポポラー千葉新船橋園	北本町 1-12-17 プラウド船 橋クラブハウス 2階	50	31. 4. 1

船橋うめのみ保育園	上山町 1-225-3	60	令 2. 4. 1
ミアヘルサ保育園ひびき新船橋北	山手 1-1-11	75	2. 4. 1
船橋こどもの木保育園	西習志野 2-6-1	60	2. 4. 1
船橋馬込沢雲母保育園	上山町 2-487-1	60	2. 4. 1
京進のほいくえん HOPPA 前原西	前原西 4-12-15	70	2. 4. 1
ここみ保育園	海神 1-8-9	40	2. 4. 1
共同保育所子どもの家	本町 5-15-9	50	2. 10. 1
ベル・ナーサリー 塚田	行田 1-50-31	150	3. 4. 1
東船橋雲母保育園	東船橋 3-36-13	60	3. 4. 1
東船橋ひなた保育園	中野木 2-31-13	60	4. 4. 1
トット保育園はさま	飯山満町 3-1345-1	67	4. 4. 1
オーチャード・キッズ船橋馬込沢園	藤原 7-3-1 東信馬込沢ビル 5階	43	4. 4. 1
97 か所 (分園を除く)		8,849	

3 認定こども園一覧 (4月1日現在)

【保育運営課】

○私立

施設名	所在地	定員	開設年月日
船橋旭こども園	夏見台 5-7-13	150	平 27. 4. 1
田喜野井旭こども園	田喜野井 4-30-12	60	27. 4. 1
認定こども園 不二幼稚園	飯山満町 2-666	318	28. 4. 1
認定こども園おひさま	前原西 6-1-64	79	28. 4. 1
幼保連携型認定こども園 大浜幼稚園	薬円台 4-6-3	208	29. 4. 1
そらまめこども園 船橋駅前	本町 1-30-1	111	30. 4. 1
高根台文化こども園	高根台 3-3-2	210	31. 4. 1
幼保連携型認定こども園 二和ひつじ幼稚園	二和東 6-23-21	144	令 2. 4. 1
モンテッソーリたんぽぽ子供の家	前原西 4-30-22	41	3. 4. 1
認定こども園栄光幼稚園	芝山 3-10-9	165	4. 4. 1
幼保連携型認定こども園 木の実幼稚園	坪井東 4-7-1	270	5. 4. 1
11 か所		1,756	

4 小規模保育一覧 (4月1日現在)

【保育運営課】

○私立

事業所名	所在地	定員	開設年月日
小規模保育所 リトルキディ	坪井東 3-10-1 グランソシア船橋芽吹の杜内	19	平 27. 4. 1
うみのほいくえん	湊町 2-2-20-アソルティ船橋 102/202	19	27. 4. 1
パルパステル保育園	本町 5-14-15 パルパステル	19	27. 4. 1

## こども家庭部

キッズランド未来	二和東 6-18-27 1階	19	27. 10. 1
保育ルームキューティー	前原東 5-18-4	19	28. 4. 1
太陽の子 船橋三咲保育園	南三咲 1-20-10	19	28. 4. 1
ひだまり滝台保育園	滝台 1-12-12	18	28. 4. 1
京進のほいくえん HOPPA 船橋駅園	本町 4-7-17	12	28. 4. 1
京進のほいくえん HOPPA 津田沼園	前原西 2-7-9	19	28. 4. 1
リトル・清和	前貝塚町 646-8	15	28. 4. 1
トレポンテ駅前保育園	本町 6-8-1	19	28. 4. 1
りりぱっとナーサリー津田沼園	前原西 2-44-10	19	28. 10. 1
すずらん保育園	三山 3-39-2	19	29. 4. 1
健伸むぎの子保育園	丸山 5-15-15	19	29. 4. 1
クレヨンキッズ北習志野園	習志野台 1-34-25	19	29. 4. 1
G a k k e nほいくえん 西船橋	二子町 610 1階	19	29. 4. 1
東船橋色葉保育園	東船橋 4-31-9	11	30. 4. 1
リップル保育園西船橋	葛飾町 2-378-7	19	30. 4. 1
ひかり保育園	習志野台 4-3-9	18	30. 4. 1
ミアヘルサ保育園ひびき新船橋第二	山手 1-3-17	19	31. 4. 1
やきがやなかよし保育園	八木が谷 2-18-1	19	31. 4. 1
サンヴェルデ保育園	緑台 2-4-17	19	令元. 10. 1
ひだまり保育園	薬円台 6-1-1 2階	18	元. 10. 1
こりんご保育園	東船橋 1-38-3 清水ビル 2階	15	2. 4. 1
保育ルームサンライズ船橋	本町 1-25-18	18	2. 10. 1
キッズフィールド東船橋駅前園	東船橋 4-31-7 プティソール 201	19	3. 4. 1
すくすく北習志野ほいくえん	習志野台 3-17-16	19	3. 4. 1
保育ステーション ハミングバード	習志野台 3-1-1 エキタキタ ナラ 3階	19	3. 4. 1
前原ベイビーズ保育園	前原東 5-16-15	19	3. 4. 1
スクルドエンジェル保育園 船橋日大前園	習志野台 7-14-19	19	5. 4. 1
ひなぎく保育園	海神 4-29-10	15	5. 4. 1
プリスクール木の実	坪井東 4-7-4	18	5. 4. 1
32 か所		576	



5 家庭的保育一覧（4月1日現在）

【保育運営課】

○私立

事業所名	所在地	定員	開設年月日
家庭的保育者 桑原	松が丘 5	5	27. 4. 1
家庭的保育者 片渕	新高根 1	3	27. 4. 1
家庭的保育者 飯田	田喜野井 2	5	令 2. 10. 1
3 か所		13	

6 保育料

【保育入園課】

保育料は、子どもの年齢、保護者の市民税額（合計額）から算定される。

- ・ 1号認定（3歳以上児）・・・保育料は0円。
- ・ 2号認定（3歳以上児）・・・保育料は0円。

（子どもの年齢は当該年度の4月初日の前日の満年齢で算定し、年度の途中で満3歳の誕生日を迎えても当該年度中は0円にはならない。翌年度の4月1日から0円となる。）

- ・ 3号認定（3歳未満児）・・・保育必要量や世帯の市民税額により保育料が変わる。

○保育料表【3号（標準時間）認定】（単位：円）

階層	保護者の市民税額 （世帯の合計額を基準とする）	※1 標準保育料 （第1子）		※2 半額保育料 （第2子）		※3 第3子 以降
		3歳未満児	ひとり親 世帯等 ※4	3歳未満児	ひとり親 世帯等 ※4	
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	無 料
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	
C1	市民税均等割のみ課税	7,800	3,770	3,900	0	
C2	市民税所得割額 24,300未満	8,950	4,320	4,470	0	
C3	24,300以上 48,600未満	10,100	4,480	5,050	0	
D1-1	48,600以上 57,700未満	15,000	4,480	7,500	0	
D1-2	57,700以上 72,800未満	15,000	4,480	7,500	0	
D2-1	72,800以上 77,101未満	20,100	6,000	10,050	0	
D2-2	77,101以上 97,000未満	20,100		10,050		
D3	97,000以上 115,000未満	25,000		12,500		
D4	115,000以上 133,000未満	29,000		14,500		
D5	133,000以上 151,000未満	33,000		16,500		
D6	151,000以上 169,000未満	37,000		18,500		
D7	169,000以上 202,000未満	42,700		21,350		
D8	202,000以上 235,000未満	46,700		23,350		
D9	235,000以上 268,000未満	50,800		25,400		
D10	268,000以上 301,000未満	54,900		27,450		
D11	301,000以上 349,000未満	57,500		28,750		
D12	349,000以上	60,000		30,000		

## こども家庭部

○保育料表【3号（短時間）認定】（単位：円）

階層	保護者の市民税額 (世帯の合計額を基準とする)	※1 標準保育料 (第1子)		※2 半額保育料 (第2子)		※3 第3子 以降
		3歳未満児		3歳未満児		
			ひとり親 世帯等 ※4		ひとり親 世帯等 ※4	
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	無 料
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	
C1	市民税均等割のみ課税	7,660	3,770	3,830	0	
C2	市民税所得割額 24,300未満	8,790	4,320	4,390	0	
C3	24,300以上 48,600未満	9,920	4,480	4,960	0	
D1-1	48,600以上 57,700未満	14,740	4,480	7,370	0	
D1-2	57,700以上 72,800未満	14,740	4,480	7,370	0	
D2-1	72,800以上 77,101未満	19,750	6,000	9,870	0	
D2-2	77,101以上 97,000未満	19,750		9,870		
D3	97,000以上 115,000未満	24,570		12,280		
D4	115,000以上 133,000未満	28,500		14,250		
D5	133,000以上 151,000未満	32,430		16,210		
D6	151,000以上 169,000未満	36,370		18,180		
D7	169,000以上 202,000未満	41,970		20,980		
D8	202,000以上 235,000未満	45,900		22,950		
D9	235,000以上 268,000未満	49,930		24,960		
D10	268,000以上 301,000未満	53,960		26,980		
D11	301,000以上 349,000未満	56,520		28,260		
D12	349,000以上	58,980		29,490		

○保育料表【3号認定 半額保育料の特例】（単位：円）

階層	※5 半額保育料の特例			
	組み合わせ			
	第1子	3歳未満児		
	第2子	3歳未満児		
C1~D7		標準時間	短時間	
		この間（空欄部分）の階層の第2子の保育料は半額保育料が適用		
	D8	23,300		
	D9	19,200	20,070	
	D10	15,100	16,040	
	D11	12,500	13,480	
	D12	10,000	11,020	

※1 標準保育料（第1子）は、小学校就学前の子どものうち最も年齢の高い子どもが保育園、認定こども園、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（以下「保育園等」という。）を利用する場合、当該子どもに対して適用される。

※2 半額保育料（第2子）は、同一世帯において、保育園、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、

児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、企業主導型保育（以下「保育施設等」という。）を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち年齢の高い方から数えて 2 番目の子どもが「保育園等」を利用する場合、当該子どもに対して適用される。

※3 「第3子以降」の保育料は、同一世帯において、「保育施設等」を利用する子どもが3人以上いる場合で、それらの子どものうち年齢の高い方から数えて3番目以降の子どもが「保育園等」を利用する場合、当該子どもに対し適用される。

● ※1～3について、C1～D1-1階層の世帯については、子どもの年齢に関わらず、生計を一にしている子どものうち年齢の高い方から順に第1子、第2子と数える。なお、ひとり親世帯等については、C1～D2-1階層までが同様の取り扱いとなる。

※4 ひとり親世帯等とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯、準要保護世帯をいう。

※5 「半額保育料の特例」の保育料は、同一世帯において、「保育園等」を利用する子どもが複数いる場合で、それらの子どものうち年齢の高い方から数えて最も年齢の高い子ども（第1子）及び2番目の子ども（第2子）が表中の年齢の組み合わせの場合、当該第2子に適用される。

※寄附金控除、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割等の税額控除については、保育料算定上控除の対象とならない。

※ 家庭的保育事業の保育料は、認可保育所保育料の70%程度

## 7 一時預かり事業

### 【保育入園課】

保護者のパート就労や通院、入院や介護、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するための預かりを行う一時預かり事業を実施している。

○利用条件

- ①A利用 保護者のパート就労や家族の病気やケガ、冠婚葬祭等で育児が困難となる場合(原則月9日以内)
- ②B利用 保護者の育児に伴う精神的身体的負担の解消(原則月2日以内)

○一時預かり実施園

実施園名	住所
湊町保育園	湊町 1-16-23
あすなろ保育園	二和西 2-6-1
まこと保育園	神保町 275-34
弥生保育園	本中山 3-4-18
アンデルセン第二保育園	習志野台 5-43-3
西船みどり保育園(令和5年度休止)	西船 1-21-50
アリスなかよし保育園	西船 2-29-28
田喜野井旭こども園	田喜野井 4-30-12
前原ひまわり保育園	前原西 4-18-19
さくら保育園(令和5年度休止)	二子町 474
みそら保育園	東中山 2-1-20
ククルなかよし保育園(令和5年度休止)	夏見 2-11-43
船橋旭こども園(令和5年度休止)	夏見台 5-7-13

実施園名	住所
ローゼンかみやま保育園	上山町 2-288-1
シーガル保育園	飯山満町 2-1007-1
ゆいまーる保育園(令和5年度休止)	北本町 1-12-8
丸山旭保育園	丸山 5-33-25
あまねの杜保育園	行田 2-9-10
東船橋ちとせ保育園	東船橋 1-16-25
船橋どろんこ保育園	本町 6-8-9
まなびの森保育園船橋競馬場駅前(令和5年度休止)	宮本 9-1-11
古和釜幼稚園	松が丘 4-32-1
健伸幼稚園	丸山 5-12-7
八木ヶ谷幼稚園	八木が谷 2-18-1
英進幼稚園	みやぎ台 3-10-10
若松幼稚園	若松 2-3-3

## こども家庭部

○利用料（下表の額を基準に各園で定める額）

年齢	区分	基本利用料（1日利用）	短縮利用料（半日利用）	昼食利用料
		午前9時から午後5時 (最大午前8時から午後6時)	午前9時から午後1時 (最大午前8時から午後1時) 午後1時から午後5時 (最大午後1時から午後6時)	
3歳未満児		2,500円	1,250円	※300円
3歳以上児		1,000円	500円	

※船橋どろんこ保育園は500円

## 8 休日保育事業

【保育入園課】

現在、認可保育園等に在園している児童を、保護者が就労等により平日だけでなく休日も家庭での保育ができない場合に、保育園で預かる事業を実施している。

○利用可能日 日曜日及び祝日、年末（12月29日から31日）

※年始（1月1日から3日）を除く

○利用時間 午前7時から午後7時まで

○休日保育実施園

施設名・住所	利用料
アンデルセン第二保育園 習志野台 5-43-3	3歳未満児 1日 2,700円
西船みどり保育園 西船 1-21-50	3歳以上児 1日 1,500円

## 9 病児保育事業

【保育入園課】

保育園などに通園している児童や家庭で保育されている児童が、病気療養中で症状が軽度と判断され入院を必要としない状態にある場合（病児）や病気の回復期にある場合（病後児）に、保育園等で集団保育ができない期間や保護者の傷病や冠婚葬祭などの理由により家庭での保育ができない期間、一時的に預かる事業を実施している。

○利用時間 月～金曜日 午前8時～午後6時まで 土曜日 午前8時～午後1時まで

○休日 日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）・実施施設の休業日

オー・キッズは水曜定休

○実施施設

施設名・住所区分	利用料
わたぐもの部屋 米ヶ崎町 651-1	月曜日から金曜日（午前8時から午後6時） 《1日》 2,000円 《利用時間5時間まで》 1,000円
オー・キッズ 本町 3-3-7	
アトム 習志野 5-10-30	土曜日（午前8時から午後1時） 1,000円
病児保育室わかば 三咲 3-1-15（送迎対応実施）	給食サービスの利用 《1食》 施設が定める料金
アイリスルーム（さくら保育園内） 二子町 474	

## 10 認証保育所事業（4月1日現在）

【保育運営課】

一定の基準を満たした認可外保育施設を「認証保育所」として認証し、運営事業者に対し運営費を補助す

る船橋市認証保育所事業を、平成 24 年 10 月から実施している。

施設名	所在地	定員	認証年月日
グリーンベア・ベイサイド	本町 6-8-36	9 人	平 24.10.1

## 11 ファミリー・サポート・センター（育児）事業

【地域子育て支援課】

育児の援助を行いたい者（協力会員）と受けたい者（利用会員）との会員組織を作り、仕事と育児の両立の支援及び地域の子育て支援を行っている。協力会員は、保育所等の開始前や終了後の子どもの預かりや、送迎など育児のサポートを行う。

公益財団法人船橋市福祉サービス公社に事業を委託し、実施している。

○対象年齢 原則生後 6 カ月以上概ね 13 歳未満

○活動および利用時間 原則午前 6 時～午後 10 時

○登録条件および報酬基準額

会員名	会員登録条件	報酬基準額（1 時間あたり）
利用会員	市内在住または在勤で、生後 6 カ月以上概ね 13 歳未満の児童の保護者	援助活動終了後、利用会員は協力会員へ報酬を支払う。
協力会員	市内在住の 20 歳以上で、ファミリー・サポート・センターの指定する研修を受講した人	月曜日から金曜日まで 700 円 土・日・祝休日、年末年始 900 円

## 12 3 歳未満児幼稚園定期預かり事業

【保育入園課】

保育が必要な満 3 歳未満の児童を対象に、3 歳児以降の預かり保育の体制も充実している一部の幼稚園で定期的な預かりを実施している。

○実施園

実施園名	住所	実施日・時間	定員
古和釜幼稚園	松が丘 4-32-1	月～金 8:00～18:00	満 1 歳 6 名 満 2 歳 12 名
みどり台幼稚園	緑台 2-6	月～金 9:00～18:00	満 2 歳 6 名
英進幼稚園	みやぎ台 3-10-10	月～金 8:00～18:00	満 2 歳 12 名

# 3 児童福祉（施設・相談業務）

## 1 子育て支援センター

【地域子育て支援課】

子育ての相談や情報の提供、保護者同士の交流会、子どもの遊び場の提供などを通じ、子育てをする人の支援をしている。

施設名	南本町子育て支援センター	高根台子育て支援センター
所在地	南本町 10-1	高根台 2-1-1
開設年月日	平成 12. 10. 1	平成 14. 11. 16
施設概要	※740.38 m <sup>2</sup> 、遊戯室等	382 m <sup>2</sup> 、遊戯室等
職員	13 人	14 人

※建物面積には「老人憩の家」分を含む。

## こども家庭部

### 2 児童ホーム

【地域子育て支援課】

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的として設置している。児童ホームを利用できる者は、18歳未満の児童で、未就学児については、保護者同伴を必要とする。

○児童ホーム一覧

番号	名称	設置年月日	建物面積	建物設備	建設費	職員
1	前原	昭和 42. 6. 1	903.13 m <sup>2</sup>	体育室、遊戯室、図書室等	250,026 千円	6 人
2	高根台	44. 4. 1	777.60	遊戯室、図書室等	—	4
3	習志野台	48. 11. 1	518.40	体育室、遊戯室、図書室等	—	4
4	金杉台	54. 4. 1	470.54	〃	63,322	4
5	若松	55. 4. 1	372.35	遊戯室、図書室等	61,522	4
6	西船	56. 4. 1	545.80	体育室、遊戯室、図書室等	110,163	4
7	小室	56. 4. 1	548.71	〃	72,954	4
8	三山	57. 4. 1	549.92	〃	112,330	4
9	八木が谷	58. 4. 1	562.51	〃	114,200	4
10	松が丘	59. 4. 1	551.64	〃	119,403	4
11	飯山満	60. 4. 1	562.55	〃	140,503	4
12	夏見	61. 4. 1	570.00	〃	129,148	4
13	塚田	62. 4. 1	563.09	〃	140,000	7
14	宮本	63. 4. 1	682.89	〃	250,000	7
15	三咲	平成元. 4. 1	579.02	〃	186,880	7
16	新高根	2. 4. 1	669.47	〃	231,368	7
17	薬円台	3. 4. 1	798.24	〃	324,000	7
18	海神	5. 10. 1	707.29	〃	361,992	4
19	法典	8. 4. 1	541.98	〃	252,573	4
20	本中山	20. 4. 1	510.58	〃	186,043	5
21	坪井	30. 10. 27	724.12	〃	394,004	5

※建物面積には「老人憩の家」分を含む。(但し、1～4 及び 19、21 の児童ホームを除く)

※前原児童ホーム (平成 15 年 9 月 20 日建替)

### 3 放課後ルーム事業

【地域子育て支援課】

保護者が就労や病気などのため、放課後家庭で子どもだけになってしまう小学 1 年生から 6 年生の児童に遊びと生活の場を用意し、子どもたちの心身の健全な育成を図ることを目的とし、全小学校区 55 カ所で放課後ルームを開設している。

○放課後ルーム一覧

番号	放課後ルーム名	住所	電話番号
1	船橋放課後ルーム	本町 4-17-20 (船橋小学校内)	(422)0688
2	湊町放課後ルーム	湊町 1-16-5 (湊町小学校内)	(435)0674
3	南本町放課後ルーム	栄町 1-7-1 (南本町小学校内)	(437)4287
4	宮本放課後ルーム	宮本 7-10-1 (宮本小学校内)	(421)3170
5	若松放課後ルーム	若松 3-2-3 (若松小学校内) 若松 3-3-4 (青少年会館内)	(437)0008
6	峰台放課後ルーム	宮本 6-33-1 (峰台小学校内)	(422)8139
7	市場放課後ルーム	市場 1-5-1 (市場小学校内)	(425)2376
8	海神放課後ルーム	海神 2-6-5 (海神小学校内)	(434)2539
9	西海神放課後ルーム	海神 5-19-36 (西海神小学校内) 海神 5-20-16	(431)2226
10	海神南放課後ルーム	海神町南 1-1510 (海神南小学校内)	(431)7841

11	葛飾放課後ルーム	印内 1-2-1 (葛飾小学校内)	(435)7739
12	小栗原放課後ルーム	本中山 3-16-12 (小栗原小学校内)	047(335)8664
13	八栄放課後ルーム	夏見 5-27-1 (八栄小学校内) 夏見 5-26-21	(421)1167
14	夏見台放課後ルーム	夏見台 2-12-1 (夏見台小学校内)	(429)2318
15	高根放課後ルーム	高根町 2895 (高根小学校内)	(429)3405
16	高根東放課後ルーム	新高根 1-17-1 (高根東小学校内)	(464)2357
17	金杉放課後ルーム	金杉 8-10-1 (金杉小学校内)	(440)3283
18	三咲放課後ルーム	二和東 5-39-1 (三咲小学校内)	(447)2061
19	二和放課後ルーム	二和東 1-9-11 (二和小学校内)	(440)4777
20	八木が谷放課後ルーム	八木が谷 2-3-1 (八木が谷小学校内)	(449)1419
21	八木が谷北放課後ルーム	八木が谷 4-13-1 (八木が谷北小学校内)	(447)2497
22	咲が丘放課後ルーム	咲が丘 1-22-1 (咲が丘小学校内)	(448)6026
23	金杉台放課後ルーム	金杉台 2-1-7 (金杉台小学校内)	(447)3350
24	法典放課後ルーム	藤原 5-2-1 (法典小学校内)	(430)3378
25	丸山放課後ルーム	丸山 4-43-1 (丸山小学校内)	(430)1463
26	法典東放課後ルーム	丸山 5-25-1 (法典東小学校内)	(438)1955
27	法典西放課後ルーム	上山町 1-111-5 (法典西小学校内)	047(337)0505
28	塚田放課後ルーム	前貝塚町 610-4 前貝塚町 565-11	(430)5291
29	行田東放課後ルーム	行田 2-4-1 (行田東小学校内)	(430)1917
30	行田西放課後ルーム	行田 3-4-1 (行田西小学校内)	(439)3220
31	前原放課後ルーム	前原西 2-28-1 (前原小学校内)	(477)1513
32	中野木放課後ルーム	中野木 2-19-1 (中野木小学校内) 前原西 6-1-12 (前原児童ホーム内) 前原西 4-30-22	(471)6734
33	二宮放課後ルーム	前原東 5-9-3 (二宮小学校内)	(474)4410
34	飯山満放課後ルーム	飯山満町 3-1394-3 (飯山満小学校内)	(468)6590
35	飯山満南放課後ルーム	飯山満町 1-954-4 (飯山満南小学校内)	(421)1918
36	芝山東放課後ルーム	芝山 3-19-1 (芝山東小学校内)	(464)1591
37	芝山西放課後ルーム	芝山 2-4-1 (芝山西小学校内)	(461)2847
38	七林放課後ルーム	七林町 128-11	(467)6150
39	薬円台放課後ルーム	薬円台 4-5-1 (薬円台小学校内)	(461)2845
40	薬円台南放課後ルーム	薬円台 2-18-1 (薬円台南小学校内)	(464)6127
41	田喜野井放課後ルーム	田喜野井 4-33-1 (田喜野井小学校内)	(464)4472
42	三山放課後ルーム	三山 2-42-1 (三山小学校内)	(477)5198
43	三山東放課後ルーム	三山 6-32-1 (三山東小学校内)	(474)5398
44	高根台第二放課後ルーム	高根台 5-2-1 (高根台第二小学校内)	(469)4481
45	高根台第三放課後ルーム	高根台 1-4-1 (高根台第三小学校内)	(469)0180
46	高郷放課後ルーム	西習志野 1-47-1 (高郷小学校内)	(466)4557
47	習志野台第一放課後ルーム	習志野台 2-51-1 (習志野台第一小学校内)	(466)3657
48	習志野台第二放課後ルーム	習志野台 5-43-1 (習志野台第二小学校内)	(461)1239
49	古和釜放課後ルーム	松が丘 3-42-1 (古和釜小学校内)	(469)0155
50	坪井放課後ルーム	坪井町 747-1 (坪井小学校内)	(464)6711
51	大穴放課後ルーム	大穴南 2-7-1 (大穴小学校内)	(465)2591
52	大穴北放課後ルーム	大穴北 1-7-1 (大穴北小学校内)	(449)2090
53	豊富放課後ルーム	豊富町 1-1 (豊富小学校内)	(457)0722
54	小室放課後ルーム	小室町 3001	(457)9019
55	塚田南放課後ルーム	行田 1-50-1 (塚田南小学校内)	(439)5890

## こども家庭部

### 4 母子・父子福祉センター

【こども家庭支援課】

ひとり親家庭等に対し、各種の相談に応ずるとともに生活指導等を行う。また、編物教室を実施するとともに、母子家庭等就業・自立支援センター事業としてパソコン技能習得講習等の講習会も行う。

### 5 家庭児童相談室

【児童相談所開設準備課】

家庭における養育や児童虐待等に関する個別相談を行うとともに、グループでの指導等を行う。

○職員 55人（常勤職員 41人、会計年度任用職員 14人）※令和5年4月1日現在

○相談件数 1,617件（令和4年度）

### 6 女性相談室

【こども家庭支援課】

女性が抱える悩みについて、婦人相談員が相談に応じる。

種類	利用状況（令和4年度）	
	面接相談	電話相談
女性相談	443件	1,931件

### 7 ヤングケアラー支援事業

【こども家庭支援課】

ヤングケアラーを支援するためコーディネーターを配置し相談等を実施するとともに、関係機関と連携し必要な支援につなげる。また、ヤングケアラーの周知啓発を図るため、関係機関に対する講習会や研修会を実施する。

## 4 児童福祉（手当・助成等）

### 1 児童手当（国の制度）

【子育て給付課】

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給する。

○対象 中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している者

○金額 児童1人あたり月額

（所得制限限度額未満）

3歳未満 一律 15,000円

3歳以上小学校修了前 10,000円（第3子以降は15,000円）

中学生 一律 10,000円

（所得制限限度額以上所得上限限度額未満・特例給付）

一律 5,000円

（所得上限限度額以上）

支給なし

○その他 市内に住民登録し、居住していること。児童が国内に住民登録があること（留学を除く）。監護生計関係があること（児童の生活について監督、保護を行っていること、かつ、児童と児童を養育している者との間に生活の一体性があること）。



**2 子ども医療費助成（県の補助制度）**

**【子育て給付課】**

子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図り、保健の向上及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。

- 対象 0歳から高校3年生相当年齢までの子どもが入・通院した場合の保護者。
- 助成額 保険診療の自己負担額から、高額療養費及び附加給付並びに公費負担医療制度による給付額を控除し、その額から子ども医療費自己負担金を控除した額。
- 自己負担金 通院1回、入院1日につき300円（ただし、市民税所得割非課税世帯の自己負担金は無料）、調剤無料  
※令和5年8月診療分より、同一医療機関で月毎に入院は10日、通院は5回を超えて以降無料

**3 小学校及び中学校入学援助金（市の制度）**

**【子育て給付課】**

市民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯等で小学校、中学校等に入学する児童と同居し、かつ、その生計を維持している者に支給する。ただし、母子家庭、父子家庭等児童入学及び就職祝金受給世帯と、生活保護受給世帯は除く。

- 金額 児童1人につき、次の区分により支給する。（令和5年4月入学者）

区分	小学校入学児童	中学校入学児童
支給額	5,000円	8,000円

**4 児童福祉施設入所費用等助成（市の制度）**

**【子育て給付課】**

児童福祉施設等に入所または里親等へ委託措置されている児童の保護者に入所に要する費用を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 対象 児童福祉施設等に入所または里親等へ委託措置されている児童の保護者であって、市内在住かつ住民基本台帳に記録され、現に利用者負担額等を納入している者。
- 助成月額 保護者の所得に応じて2,200円～18,000円。

**5 認可外保育施設通園児補助金（市の制度）**

**【保育入園課】**

認可外保育施設（認証保育所を含む）に通園している乳幼児の保護者に対し、補助金を交付し、保護者の負担軽減を図り、児童福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 対象 0歳から2歳児クラスの市民税課税世帯であり、保護者のいずれもが、月64時間以上就労している等の保育を必要とする要件があり、乳幼児を認可外保育施設に月64時間以上保育委託している保護者。
- 金額 保護者が負担した利用料とし、交付限度額は月額30,000円とする。
- その他 市内に居住し、かつ住民登録があること。

**6 施設等利用費助成（国の制度）**

**【保育入園課】**

幼児教育・保育の無償化により、幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設等を利用する乳幼児の保護者に対し、利用料の一部を助成する。

- 対象者 保育を必要とする事由の認定を受けた方。  
施設等利用給付認定第2号：3～5歳児クラス

## こども家庭部

施設等利用給付認定第3号：0～2歳児クラスの市民税非課税世帯

○対象施設 幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設等（認可外保育施設、病児保育、一時預かり、ファミリー・サポート・センター）

○金額 (月額上限)

	預かり保育	認可外保育施設等
3～5歳児クラス (施設等利用給付認定第2号)	11,300円	※ 37,000円
0～2歳児クラス(市民税非課税世帯) (施設等利用給付認定第3号)	16,300円	※ 42,000円

※幼稚園等と併用している場合、上記の上限金額と異なる。また、幼稚園等の預かり保育の実施体制により給付対象外となることがある。

### 7 多様な集団活動利用支援事業費補助金(国の制度)

【保育入園課】

地域において重要な役割を果たしている多様な集団活動事業を利用する児童の保護者に対し、利用料の一部を補助し、保護者の負担軽減を目的とする。

○対象 多様な集団活動利用支援事業費補助金対象施設等を利用する満3歳以上の児童のうち、1日4時間以上週5日以上、年間39週以上利用する児童の保護者。

○金額 保護者が負担した利用料とし、交付限度額は月額20,000円とする。

○その他 市内に居住し、かつ住民登録があること。  
幼児教育・保育無償化の対象外であること。

## 5 母子等福祉（助成・手当・祝金・貸付）

### 母子家庭等世帯数（児童扶養手当認定者数）

3,164世帯（4月1日現在）

#### 1 ひとり親家庭等医療費助成（県の補助制度）

【子育て給付課】

ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、福祉の増進を図る。

○対象 離婚や死別、未婚等により、両親またはどちらかの親と生計をともにしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日。一定の障害がある場合は20歳未満）を養育している、ひとり親家庭の母または父、祖父母等の養育者及び当該児童。

○助成額 保険診療の自己負担額から、高額療養費及び附加給付並びに公費負担医療制度による給付額を控除し、その額から、自己負担金を控除した額

○自己負担金 通院1回、入院1日につき300円（ただし、市民税所得割非課税世帯の自己負担金は無料）、調剤無料

○その他 所得制限あり。生活保護受給世帯は除く。

○受給者 2,290世帯（4月1日現在）

2 児童扶養手当（国の制度）

【子育て給付課】

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童福祉の増進を図ることを目的とする。

○対象 次の状況にある 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日（一定の障害がある場合、20 歳未満）までの間にある児童を監護している母、監護し、かつ生計が同一である父、または祖父母等の養育者。

- ①父母が離婚
- ②父または母が死亡、重度障害、生死不明、1 年以上拘禁、保護命令を受けた
- ③父または母から 1 年以上遺棄
- ④未婚の母の児童
- ⑤その他

○手当額（月額）（令和 5 年 4 月 1 日現在）

- 児童 1 人目 全部支給 44,140 円  
一部支給 10,410 円～44,130 円まで
- 児童 2 人目 5,210 円～10,420 円加算  
全部支給 10,420 円加算  
一部支給 5,210 円～10,410 円加算
- 児童 3 人目以降 1 人につき 3,130 円～6,250 円加算  
全部支給 6,250 円加算  
一部支給 3,130 円～6,240 円加算

※児童 1 人目の手当額及び児童 2 人目や児童 3 人目以降の加算額については、受給者の所得額（養育費の受取額 80%を含む）により 10 円単位で算定される。また、受給者または同居の扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹）の所得が所得制限限度額以上の場合は全部支給停止となる。

○その他 公的年金等を受給している方は、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の手当を受給できる。

○受給者 2,502 世帯（4 月 1 日現在）

3 母子家庭、父子家庭等児童入学及び就職祝金（市の制度）

【子育て給付課】

母子家庭、父子家庭等において小、中学校、高等学校等に入学する児童ならびに中学校を卒業し就職する児童を養育する者に対し、入学・就職に要する費用の負担軽減を図り、母子家庭、父子家庭等の福祉増進に寄与することを目的とする。

○対象 小、中学校、高等学校等に入学する児童または中学校卒業と同時に就職する児童を養育している母子・父子家庭及び祖父母等の養育者。ただし、小学校及び中学校入学援助金受給世帯と、生活保護受給世帯は除く。

○金額 児童 1 人につき、次の区分により支給する。（令和 5 年 4 月入学者）

区分	小学校入学児童	中学校・高等学校入学及び就職児童
支給額	5,000 円	8,000 円

4 遺児手当（市の制度）

【子育て給付課】

父母または父もしくは母と死別した義務教育終了前の児童を養育している者に対して手当を支給し、児童福祉の増進を図る。

○金額……遺児 1 人につき、次の区分により支給する。

区分	乳幼児	小学生	中学生
月額	7,000 円	7,500 円	8,000 円

○その他……所得制限あり。

5 母子父子寡婦福祉資金の貸付（国の制度）

【こども家庭支援課】

母子家庭の母、父子家庭の父またはその扶養している児童及び寡婦またはその扶養している子に対し、経済的自立の助成と、生活意欲の助長を図り、あわせて、その扶養している児童等の福祉を増進するため、修学資金、就学支度資金、技能習得資金等 12 資金の貸付を行う。

6 母子等福祉（就労・生活の支援）

1 母子家庭等就業・自立支援センター事業

【こども家庭支援課】

○パソコン技能習得講習

就職に有利なパソコン技能を習得するため、ワード・エクセル・パワーポイント等の講習を入門、基礎、応用のコースに分けて開催する。

対象 母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童（義務教育を終了した 20 歳未満の児童）並びに寡婦

○就職準備・離転職セミナー

就職・転職活動に役立つセミナーを開催する。

対象 母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童（義務教育を終了した 20 歳未満の児童）並びに寡婦

○資格取得講習

就職に有利な資格を短時間・短期間で取得することを目的とした講習会を開催する。

対象 母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童（義務教育を終了した 20 歳未満の児童）並びに寡婦

2 母子家庭等自立支援給付金事業

【こども家庭支援課】

○自立支援教育訓練給付金

対象となる教育訓練講座を受講し、職業能力の開発を自主的に行う母子家庭の母及び父子家庭の父に対して訓練修了後、訓練給付金を支給する。

対象 児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準の母子家庭の母及び父子家庭の父

対象講座 雇用保険の教育訓練給付制度の指定講座

金額 受講料の 60%（上限 200,000 円、下限 12,000 円）

同様の給付金との併給調整あり

○高等職業訓練促進給付金

就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養成機関で修業する母子家庭の母及び

父子家庭の父に対し、生活費の負担軽減のための給付金を支給する。

対象 児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準の母子家庭の母及び父子家庭の父で、養成機関において修業している資格の取得が見込まれる者

対象資格 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等

支給期間 修業期間のうち上限 48 月

金額 月額 100,000 円（市町村民税非課税世帯）、70,500 円（市町村民税課税世帯）

### 3 母子・父子自立支援プログラム策定事業

【こども家庭支援課】

児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個別の面談を通して、受給者の状況やニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、継続的な自立・就業支援を行う。

### 4 ひとり親家庭等生活向上事業

【こども家庭支援課】

ひとり親家庭等の生活の向上を目的とするライフプランセミナーの開催や、ひとり親同士の情報交換を目的とした交流事業を実施する。

対象 母子家庭・父子家庭並びに寡婦

### 5 ひとり親家庭等の中学生への学習支援

【こども家庭支援課】

ひとり親家庭等の中学生に対し、学習支援をするとともに、進学、進路その他の相談を通じ、ひとり親家庭等の不安感を解消し、自立を支援する。

対象 児童扶養手当受給者及び同程度の所得であるひとり親家庭等の世帯

### 6 ホームヘルパーの派遣

【こども家庭支援課】

市内に居住する母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦が疾病その他の理由により、一時的に日常生活を営むのに支障がある場合、食事の世話等の生活援助を行うホームヘルパーを派遣する。

### 7 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

【こども家庭支援課】

母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童（義務教育を終了した 20 歳未満の児童）が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、講座を受講する場合に、給付金を支給する。

対象 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある者

金額 受講開始時給付金 受講料の 30%相当額（上限 75,000 円、下限 4,000 円）

受講修了時給付金 受講料の 40%相当額から受講開始時給付金相当額を差し引いた額

（上限 受講開始時給付金とあわせて 100,000 円、下限 4,000 円）

合格時給付金 受講料の 20%相当額

（上限 受講開始時給付金・修了時給付金とあわせて 150,000 円）

### 8 養育費等支援事業

【こども家庭支援課】

母子家庭等の養育費の確保を図るため、養育費・面会交流等に関するセミナーの開催や、弁護士による離婚前・離婚後の養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行等に関する法律相談を実施する。また、養育費の取り決めのための公正証書や調停調書の作成費や、養育費保証契約に係る保証料に対し補助金を交付するほか面会交流支援機関を活用して面会交流を行った際の利用料を補助する。

## こども家庭部

### 9 ひとり親家庭等の高校生へのキャリア支援及び学習支援 【こども家庭支援課】

ひとり親家庭の高校生等に対し、勉強や進学の意欲向上につながるセミナーや、ロールモデルを獲得するための社会人によるセミナー、現役大学生等との交流体験等を実施し、将来の夢ややりたいことを考えるきっかけづくりをサポートする、セミナー型キャリア支援を実施する。

また、児童扶養手当を受給する世帯の高校生に対しては、オンライン学習アプリとタブレット端末の貸与による学習環境の提供を行うとともに、市内2カ所・週2回の学習教室を実施する。

### 10 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【地域子育て支援課】

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、実施施設において必要な養育を行う、短期入所生活援助事業、夜間養護事業、休日預かり事業を実施している。

○対象 本市に居住し、かつ住民登録のある1歳から18歳までの児童

○実施施設 母子生活支援施設「青い鳥ホーム」